

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 相続財産を売るなら申告期限から3年以内に

Q: 相続財産を売却した場合には、税金が安くなると聞きましたが、その内容を教えてください。

A: 相続財産を一定期間内に売却した場合には、譲渡所得の計算上控除する取得費に相続税額を加算することができますので、税金が安くなります。

【解説】

相続開始以後相続税の申告期限から3年以内に相続財産を売却した場合には、相続税額のうち一定額を譲渡所得の計算上取得費に加算するという「相続税額の取得費加算」と呼ばれている規定があります。

この規定は、相続税を納付するために財産を売却する際の負担を軽減するために設けられた規定で、具体的な取得費加算額については、次のように計算します。

(1) 譲渡資産が土地等の場合

相続等により取得した土地等

$$\text{確定相続税額} \times \frac{\text{相続税評価額の合計額 (注1)}}{\text{その人の課税価格 (注2)}}$$

ただし、既に取得費に加算された金額があるときは、その加算された金額を控除した金額とします。

(2) 譲渡資産が土地等以外の資産の場合

譲渡した相続財産の

$$\text{確定相続税額} \times \frac{\text{相続税評価額}}{\text{その人の課税価格 (注2)}}$$

(注1) 物納及び物納申請中の土地を除く

(注2) 債務控除前の金額

